

町民税・県民税の申告相談について

令和7年度の町民税・県民税は、令和7年1月1日現在、城里町にお住まいの方に対して、前年（令和6年1月1日から12月31日まで）の所得等をもとに計算し課税されます。

申告の必要があるかどうかについては、裏面のフローチャートをご覧ください。

申告会場では、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の感染拡大を防止するため、マスクの着用、手指の消毒のご協力をお願いいたします。また、体温が37.5度以上の方、体調が優れない方は入場をご遠慮いただきます。

◆申告相談受付日程表（予約なし）

該当する地区の日程を目安に申告開場までお越しください。

日程	地区	場所	備考
2/17 (月) ～ 3/17 (月)	常北地区	城里町役場本庁舎 1F町民ホール	【時間延長】（全地区の方対象） 2/19（水）、2/26（水）、3/5（水）、3/12（水）は、 <u>午後7時まで</u> 延長して受付いたします。 【休日受付】（全地区の方対象） 平日来られない方を対象に、 <u>3/2（日）</u> 午前8時30分から午後3時まで受付いたします。【相談時間】 午前9時から午後4時まで（受付は午前8時30分からです。）
2/20 (水) ～ 2/27 (木)	七会地区	七会町民センター	※2/27（木）は、 <u>午前中のみ</u> の受付となります。 【相談時間】 午前9時から午後3時まで（受付は午前8時30分からです。）
2/28 (金) ～ 3/7 (金)	桂地区	桂公民館	※3/7（金）は、 <u>午前中のみ</u> の受付となります。 【相談時間】 午前9時から午後3時まで（受付は午前8時30分からです。）

※ 各会場ともに土曜・日曜・祝日を除く。

◆予約制の申告相談を実施いたします。

収支や控除等の内容がまとまっている方を対象に、事前予約制の申告相談を実施します。

期間 2月17日（月）～3月7日（金）※土曜・日曜・祝日を除く。

相談時間 1名（1世帯）につき1時間

予約方法 2月3日（月）から電話または税務課窓口にてご予約ください。

連絡先 **029-288-3111（内線122・124） 税務課 住民税グループ**

◆申告に必要なもの

1. 申告者の本人確認書類（原本）、扶養親族及び事業専従者のマイナンバーが確認できる書類（写し）、申告者本人の口座番号がわかるもの

【本人確認書類及びマイナンバー確認書類】①から③のいずれか

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付身分証明書
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写しと運転免許証等の顔写真付身分証明書

2. 令和6年中の所得（収入及び支出）がわかる書類

所得の種類	主な必要書類
給与・年金	<input type="checkbox"/> 令和6年分 源泉徴収票 ※源泉徴収票が発行されない場合は給与支払証明書等
営業・農業・不動産	<input type="checkbox"/> 収支内訳書（事前に収支をまとめたうえで、お越しく下さい） ※令和6年中に減価償却資産を取得・処分した場合、経費明細がわかる領収書等 ※ 前年度の申告書・収支内訳書（控）がある方は、ご持参ください。
一時・雑	<input type="checkbox"/> 支払金額と必要経費などがわかる書類（源泉徴収票、支払調書等）

3. 各種控除を受ける際に必要な控除証明書等

控除種類	必要書類
医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 <input type="checkbox"/> 医療費通知書（医療費のお知らせ）原本 <input type="checkbox"/> 各種証明書（おむつ証明書等） <input type="checkbox"/> 医療費の補填を受けた場合はその金額がわかる証明等
社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書等の支払金額がわかるもの
生命保険料控除 ----- 地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 申告用控除証明書（保険会社が発行したもの） ※契約書では控除を受けられませんので、ご注意ください。
障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、認定書など障害の程度がわかるもの
寄附金控除	<input type="checkbox"/> 寄附金の受領証など

譲渡所得の申告（土地・建物や株式を売った収入）、住宅借入金等特別控除（初年）、消費税・贈与税に関する申告は、水戸税務署の申告会場「中央ビル4階」で申告してください。

【お問合せ】

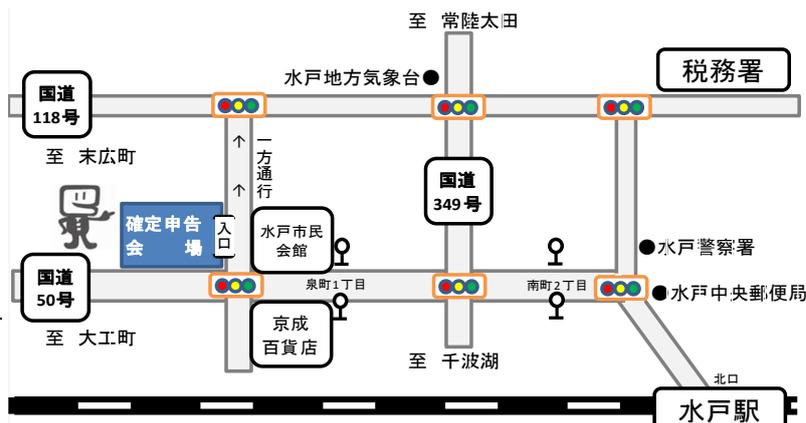
水戸税務署 029-231-4211

会場：中央ビル 水戸市泉町2-3-2

会場施設に無料駐車場はありません。

受付時間：午前9時～午後4時

※還付申告の方の事前申告は2/14（木）まで水戸税務署で受け付けています。



あなたは申告が必要ですか？

YES
NO



令和7年1月1日現在、城里町に住民登録をしていましたか。



原則、令和7年1月1日現在の住民登録地での申告が必要になります。

令和6年中の収入状況が当てはまる場所を選んでください。
(複数に該当する場合には、それぞれ進んでください。)

収入なし
または
非課税収入（雇用保険の失業給付、遺族年金、障害年金等）のみの方



令和7年1月1日現在、城里町内の親族に扶養されている。（年末調整や確定申告で被扶養者として記載されている）



申告は不要です。
(回答Aへ)



国民健康保険に加入している。
(または非課税の決定が必要)



申告が必要です。
(回答Bへ)



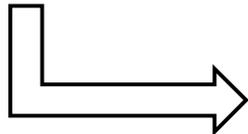
給与・年金以外の収入
営業・農業・不動産の収入、一時的収入（生命保険満期等）、その他雑収入（個人年金等）がある方



所得（収入－必要経費）がある。



申告は不要です。
(回答Cへ)



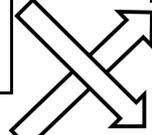
給与収入
会社員の方、パート・日雇い・アルバイト等の収入がある方



勤務先から城里町に給与支払報告書が提出されている。（提出の有無については、勤務先にご確認ください。）



申告が必要です。
(回答Dへ)



年金収入
公的年金・企業年金・年金基金等の収入がある方



令和6年分 源泉徴収票に記載のない控除を追加する（扶養、寡婦、障害、医療費等）。



申告は不要です。
(回答Cへ)

【回答A】 申告は不要

町内の親族が申告や年末調整であなたを被扶養者としている場合には、原則申告は不要です。ただし、扶養している方が城里町以外に住民登録をしている場合で、あなたが【回答B】に該当する場合には、申告が必要です。

【回答B】 申告が必要

町民税・県民税が非課税となる方でも、次のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。

- ① 国民健康保険税・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・公営住宅・マル福制度等で所得が決定される必要がある方
- ② 所得の記載がある証明書が必要な方

【回答C】 申告は不要

次の①～③に該当する方は、原則申告は不要です。

ただし、扶養控除や保険料控除等の控除の内容を変更する場合には、申告が必要です。また、④に該当する場合にも申告が必要です。

- ① 給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が城里町に提出されている方
(勤務先が複数ある場合には、そのすべてから提出されている必要があります。)
- ② 公的年金等の収入のみの方
- ③ 課税される所得がなく、⑥に該当しない方

※申告を行わなくても、城里町に給与や年金の支払報告書が届いていれば、その金額をもとに町民税・県民税の税額が決定されます。

【回答D】 申告が必要

次のア～オのいずれかに該当する方は申告が必要です。

ア. 給与や公的年金等以外の所得がある方（営業、農業、不動産等）で、各種の所得金額（収入－必要経費）の合計額が20万円を超える方

イ. 給与所得がある方で、次のいずれかに該当する方

- ① 年間の給与収入が2,000万円を超える方
- ② 給与収入のほかに年金収入がある方で、年間の合計収入金額が80万円（65歳以上の方は130万円）を超える方
- ③ 2カ所以上から給与の支払いを受けていて、年末調整されている給与以外の所得が20万円を超える方

ウ. 公的年金等に係る雑所得がある方で、それ以外の所得の合計が20万円を超える方

例) 公的年金以外に、パート給与等の収入が80万円（所得25万円）ある方

エ. 勤務先から城里町に給与支払報告書が提出されていない方

オ. 令和5年分 源泉徴収票に記載のない控除を追加する方

※申告が不要な方でも、所得税が還付となる場合には確定申告をすることができます。

その他

- ・所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
- ・このフルーチャートは一般的な例です。ご不明な点は、税務課 住民税グループまたは水戸税務署までお問い合わせください。
- ・令和7年1月1日現在、城里町内に住所がなかった方はお住まいだった市区町村までお問い合わせください。

問合せ

町民税・県民税の申告に関すること：税務課住民税グループ 029-288-3111（内線122、124）

確定申告に関すること：水戸税務署 029-231-4211